

## 伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模川水系の取水堰上流の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、生活系排水対策として合併処理浄化槽を設置する事業(以下「事業」という。)を行う者に対し、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、同法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上の機能及び放流水のBODが20ミリグラムパーリットル(日間平均値)以下とする機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽とみなされたもので、既に設置されているし尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 宅内配管 便所、台所、洗面所、風呂等から合併処理浄化槽への流入管及びそのます並びに合併処理浄化槽から道路側溝その他の放流先までの放流管及びそのますをいう。
- (4) 住宅 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)(以下「処理対象人員算定基準」という。)の表に規定する住宅をいう。

### (対象となる事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に該当することなく、既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所に代わって合併処理浄化槽を設置するものであること。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅に設置するものであること。
- (3) やむを得ない場合を除き、1年以内に便所、台所、風呂等と合併処理浄化槽の間及び合併処理浄化槽と放流先の間を管きよで接続するものであること。
- (4) 他の予算制度に基づき国県市の補償又は補助を受けていないものであること。
- (5) 本市域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項に基づき策定された事業計画の予定処理区域を除く地域で日向川に生活雑排水を流入させていることが明らかな区域内(日向川の左岸に限る。)に設置するものであること。
- (6) 合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。この場合の処理対象人員は、処理対象人員算定基準の規定により算定する。
- (7) 合併処理浄化槽を設置する建物が販売目的のものではないこと。

### (交付の対象者)

第4条 交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が

認めるときは、この限りでない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出が受理された者であること。
- (2) 伊勢原市下水道条例(昭和48年伊勢原市条例第4号)第32条第1項の許可を得た者でないこと。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 交付を申請する年度内に補助金の申請及び市の実施する完了検査を受検することのできる者であること。
- (5) 合併処理浄化槽の適正かつ継続的な維持管理ができる者であること。
- (6) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所について、原則、撤去又は廃棄する者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の金額は、予算の範囲内で、次の各号に定める金額の合計金額とする。

- (1) 合併処理浄化槽本体及びその据付工事に要した費用。ただし、次の表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる金額を上限とする。

人槽区分	金額
5人槽	581,000円
7人槽	724,000円
10人槽	959,000円

- (2) 宅内配管の設置に要した費用及び既存単独処理浄化槽若しくは既存のくみ取便所の撤去に要した費用の合計金額。ただし、次の表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる金額を上限とする。

人槽区分	金額
5人槽	320,000円
7人槽	370,000円
10人槽	420,000円

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所に代わって合併処理浄化槽を設置する場合は、同号に定める金額に宅内配管の設置に要した費用に3分の1を乗じた金額(100,000円を超える場合は、100,000円とする。)を加えた金額を同号に定める金額とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、工事に着手する前に規則第5条の規定により、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 設置場所案内図
- (4) 浄化槽法第5条第2項に規定された所要の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (5) 浄化槽工事業又は特例浄化槽工事業を証する書面の写し
- (6) 浄化槽設備士免状の写し(昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しを含む。)

- (7) 既設単独処理浄化槽又は既設くみ取便所の使用が確認できる書面
- (8) 日向川に生活雑排水を流入させていることが分かる現況図
- (9) 配置配管図
- (10) 建築平面図
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が借家人又は借地人であるときは、前項に規定するもののほか合併処理浄化槽を設置することについて借家権又は借地権の設定者(当該設定者が所有権者でない場合は、所有権者も含む。)の承諾を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(補助事業の認定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請書その他書類を審査し、補助事業と認めることの可否について伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付事業認定(変更認定)通知書(第4号様式。以下「交付事業認定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 補助事業の認定を受けた者は、合併処理浄化槽設置工事に着手する前に、事業着手届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業の認定を受けた後、認定の内容に変更が生じた場合には、申請者は、速やかに伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付事業変更申請書(第6号様式)を市長に提出し、その変更について認定を受けなければならない。この場合の当該変更に係る認定については、第1項の規定を準用する。

(完了報告)

第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けた者は、当該事業の完了後、速やかに合併処理浄化槽設置完了届(第7号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第8号様式)
- (2) 登録浄化槽管理票(C票)
- (3) 浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し
- (4) 浄化槽法第7条及び同法第11条に定める検査を依頼したことを証する書類の写し
- (5) 施工写真
- (6) 浄化槽設備士によるチェックリスト(第9号様式)
- (7) 補助事業認定通知書の写し
- (8) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所の撤去作業工程等写真
- (9) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所の撤去に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第9条 市長は、前条の完了報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、遅滞なく合併処理浄化槽の設置状況の検査を行うものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の完了検査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書(第10号様式。以下「交付決

定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付請求書(第11号様式)に交付決定通知書の写しを添付し、請求するものとする。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くように適正な維持管理をするよう努めなければならない。

(報告)

第13条 市長は、補助対象となった合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は10年とし、同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は合併処理浄化槽及び宅内配管とする。ただし、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第63号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第80号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第52号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日告示第60号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

<p>伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊勢原市長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 フリガナ 氏 名 ( 自 署 )</p> <p>年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。</p> <p>なお、同要綱第 4 条第 3 号の規定による市税に滞納がないことの確認のため、納税状況の調査に同意します。</p>	
1 申請金額	円
2 補助事業の名称	水源環境保全合併処理浄化槽設置整備事業
3 補助事業の目的及び 内容	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を行う。

備考

- 1 市税に滞納がないことの確認に同意しない場合は、該当の記述を二重線で消し、本市の市税に滞納がないことを証明する書類を添付すること。
- 2 申請金額は、支出予算書（第 3 号様式）で算出した申請金額を記入すること。

# 事業計画書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ  
氏 名

電話番号

次のとおり提出します。

浄化槽 工事業者等	住所（所在地）			
	浄化槽工事を 営む営業所の 名 称	電話番号		
	担当浄化槽設 備士の氏名			
合併処理 浄化槽	設 置 場 所	伊勢原市		
	製 造 者			
	処 理 能 力			
	型 式			
	全国合併処理浄化槽 普及促進協議会	登 録 番 号		
		登録の有効期限		
	事 業 着 手 予 定 年 月 日			
	事 業 完 了 予 定 年 月 日			
建 物	用 途			
	敷 地 面 積			
	建 築 面 積			二世帯住宅該当の有無
	延べ床面積			有 ・ 無
	建物の所有権	有・無	土地の所有権	有・無
既存単独処理 浄化槽	撤去の有無	有・無	使用年数	
	入替えの事由			
備 考				

# 収 支 予 算 書

（合併処理浄化槽設置関係）

## 収入の部

項目	予算額
水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金	円
自己資金	円
合計	円

## 支出の部

項目	予算額
ア 合併処理浄化槽の本体価格	円
イ 合併処理浄化槽本体の据付工事費	円
ウ 既存浄化槽又はくみ取便所の撤去に要する費用	円
エ 宅内配管の設置に要する費用	円
オ その他費用	円
合計	円

## 申請金額の計算

(A) 支出の部ア及びイの 合計金額	人槽区分	(B) 上 限 金 額	(A)と(B)を比較して、 少ない方の金額
円	5人槽	581,000円	円
	7人槽	724,000円	
	10人槽	959,000円	
(C) 支出の部ウとエの 予算額の合計金額	人槽区分	(D) 上 限 金 額	(C)と(D)を比較して、 少ない方の金額
円	5人槽	320,000円	円
	7人槽	370,000円	
	10人槽	420,000円	
(E) 支出の部エの金額 * 1 / 3	(F) 上 限 金 額	(E)と(F)を比較して、 少ない方の金額	
円	100,000円	円	
申請金額（ 、 、 の合計金額）			円

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付事業認定(変更認定)通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで提出のあった交付申請書(交付事業変更申請書)について、次のとおり通知します。

認定の可否	以下のとおり認定します。	次の理由により認定しません。 (理由 )
-------	--------------	-------------------------

合併処理 浄化槽	設置場所	伊勢原市
	製造者	
	処理能力	
	型式	
浄化槽 工事業者等	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
	担当浄化槽 設備士氏名	
指示事項	・工事の着手は、この事業認定(変更認定)通知書到達日以降とすること。 ・工事に着手する際は、あらかじめ市長に事業着手届を提出すること。 ・事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出すること。	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

(事務担当は、 )

# 事業着手届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり届け出ます。

補助事業の名称	水源環境保全合併処理浄化槽設置整備事業
浄化槽の設置場所	伊勢原市
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付事業変更申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所

申請者氏名

年 月 日付けで認定のありましたこのことについて、次のとおり変更が生じたので、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第7条第3項の規定により申請します。

変更する事項及びその理由			
浄化槽の設置場所	伊勢原市		
合併処理浄化槽	製造者		
	処理能力		
	型式		
	全国合併処理浄化槽普及促進協議会登録番号		
	登録の有効期限		
浄化槽工事業者等	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	担当浄化槽設備士氏名		
添付資料	<input type="checkbox"/> 浄化槽工事業を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状の写し <input type="checkbox"/> 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し (昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者に限る。)		



# 収支決算書

(合併処理浄化槽設置関係)

## 収入の部

項目	決算額
水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金	円
自己資金	円
合計	円

## 支出の部

項目	決算額
合併処理浄化槽の本体価格	円
合併処理浄化槽本体の据付工事費	円
既存浄化槽又はくみ取便所の撤去に要した費用	円
宅内配管の設置に要した費用	円
その他費用	円
合計	円

## チェックリスト

設置場所	伊勢原市
設置者	

No	検査項目	チェックポイント	欄
1	流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚水や汚物の停滞がないか。	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4	ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な「ます」が設置されているか。	
5	流入管きよ、放流導きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
11	ばっ気装置、逆先装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いてないか。	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
		ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプの固定が十分行われているか。	
		ポンプの取りはずしが可能か。	
14	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
		固定が十分行われているか。	
		アースがなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	

上記のとおり確認したことを証します。

令和    年    月    日

担当浄化槽設備士名

（浄化槽設備士免状の交付番号

）

伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書

住所

申請者氏名

年 月 日付けで提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 交付金額 円
- 2 補助事業の名称 水源環境保全合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 交付決定の内容 合併処理浄化槽の設置
- 4 交付条件 伊勢原市補助金等の交付規則第7条第1項に規定する条件

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

(事務担当は、 )

第11号様式(第11条関係)

伊勢原市水源環境保全合併処理浄化槽設置補助金交付請求書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

住所

\_\_\_\_\_

請求者氏名

\_\_\_\_\_ 印

年 月 日付け伊勢原市指令( )第 号により交付決定のありましたこのことにつき、次のとおり補助金を請求します。

- 1 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助事業の名称 水源環境保全合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 添付書類 補助金交付決定通知書の写し
- 4 振込金融機関

金融機関名		支店名 (支所名)						
口座種類	普通 当座	口座番号						
フリガナ	-----							
口座名義人								

口座名義人は、申請者及び請求者名と同一にしてください。